

なごやネイチャーポジティブパートナー制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「なごやネイチャーポジティブ宣言」に賛同し、ともに取り組む事業者・保全団体・教育機関等を「なごやネイチャーポジティブパートナー」(以下、「パートナー」という。)として認定することで、ネイチャーポジティブの実現に向けての機運醸成を図る「なごやネイチャーポジティブパートナー制度」(以下、「パートナー制度」という。)に関する必要な事項を定めるもの。

(運営及び管理)

第2条 この要綱に関する事務は、名古屋市環境局環境企画部環境企画課(以下、「事務局」という。)が行うものとする。

(認定の対象)

第3条 認定の対象は、事業者または団体(環境保全団体、教育機関等)とする。

2 前項の事業者の対象範囲は、本店、支店、工場、営業所等、対外的に独立して事業活動を営んでいると認められる事業所単位とする。

(認定の基準)

第4条 認定の基準は、次に掲げる要件をいずれも満たすこととする。

- (1) なごやネイチャーポジティブ宣言に賛同すること。
- (2) なごやネイチャーポジティブ宣言の4つの方針のいずれかに沿った取組を一つ以上行っている、又は行う予定であること。

(認定の申請)

第5条 認定を受けようとする者は、なごやネイチャーポジティブパートナー申請書(様式1)を、市長に提出するものとする。

(認定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が第4条の基準を満たしていることを確認したうえで、パートナーとして認定するものとする。

2 市長は、前項の規定により認定された者に対し、認定証を交付するものとする。

3 パートナーは、パートナー制度のロゴマークを名刺、印刷物等に表示することができる。

4 パートナーは、次に掲げる支援を市から受けることができる。

ネイチャーポジティブの実現に向けた取組についての情報発信及び、パートナー同士の取組促進等に向けたマッチング支援

5 前項に掲げた支援を受けようとするパートナーは、取組事例掲載及びマッチング申請書(様式2)を市長に提出するものとする。

(パートナーの役割)

第7条 パートナーは、第5条の申請内容に基づき、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組を推進すること。

2 パートナーは、本市の情報発信に積極的に協力すること。

(市の役割)

第8条 市長は、「なごやネイチャーポジティブパートナーポータルサイト」(以下、「ポータルサイト」という。)においてパートナーの名称や取組内容等について情報を発信し、パートナーの取組等が広く周知されるよう広報活動に努めるものとする。

2 市長は、パートナーの取組を支援する事業を随時実施するものとする。

(申請事項の変更等)

第9条 パートナーは、次の各号のいずれかに該当する場合には、なごやネイチャーポジティブパートナー申請事項変更(廃止)届(様式3)を市長に届け出るものとする。

(1) 申請事項に変更等があったとき。

(2) パートナーの認定を辞退しようとするとき。

(認定の取消)

第10条 市長は、パートナーが次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、認定を取り消すことができる。

(1) 第3条又は第4条に該当しなくなると認める場合。

(2) 重大な法令違反があることが判明した場合。

(3) 名古屋市に納付すべき税を滞納していることが判明した場合。

(4) 反社会的勢力であること、または反社会的勢力との関わりがあることが判明した場合。

(5) 虚偽又は不正の手段により認定を受けたことが判明した場合。

(6) 前各号に掲げるもののほか、パートナーとして適当でないと認める場合。

(ポータルサイトによる申請)

第11条 この要綱に基づく申請等はポータルサイトからも行うことができるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月10日から施行する。